

草危発第695号
令和7年6月3日

総務常任委員会
委員長 横江 政則 様

危機管理監 荒川 武仁

総務常任委員会協議会の開催について（依頼）
このことについて、下記案件につき報告したく、標記協議会を開催していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 開催日時 令和7年6月20日（金）総務常任委員会終了後
- 2 報告案件 草津市消防団の組織体制改革（大規模災害機能別団員制度・休団制度の導入検討）および消防団の力向上モデル事業について

担当部署 総合政策部危機管理課危機管理係
（1階）

担当者 中井

電話番号 (077-561-2325 内線2265)

令和7年6月20日

総務常任委員会協議会 説明資料

草津市消防団の組織体制改革
(大規模災害機能別団員制度・休団制度の導入検討)
および消防団の力向上モデル事業について

総合政策部 危機管理課

1. 草津市消防団の組織体制改革 (大規模災害機能別団員制度・休団制度の導入)

草津市消防団の組織的課題について

課 題

- ・消防団員の定員充足率の不足(組織の全体的な人材不足)
- ・消防団員の年齢構成が高齢化(次世代の人材育成)
- ・消防団活動への参加者の偏在化(中心メンバーが主力、活動に不参加の団員)

結 果

- ・新規入団者や若い団員が少ない
- ・日常的に参加できる団員が少ない
- ・一部の中心メンバーへの負担集中

背 景

- ・地域社会のつながりの希薄化
- ・仕事が忙しく消防団活動する時間がない
- ・ポンプ操法訓練など活動が大変というイメージ

草津市消防団の現状①

R7草津市消防団年齢構成・全国比較									
草津市消防団	年齢(歳)	人数	割合	全国平均	年齢(歳)	割合	全国平均との差		
R7.4.1	19歳以下	4	1.7%	R6.4.1	19歳以下	0.4%		1.3%	
	20～29歳	17	7.1%		20～29歳	9.3%		-2.2%	
	30～39歳	35	14.6%		30～39歳	25.6%		-11.0%	
	40～49歳	58	24.3%		40～49歳	34.9%		-10.6%	
	50～59歳	96	40.2%		50～59歳	20.3%		19.9%	
	60歳以上	29	12.1%		60歳以上	9.5%		2.6%	
	合計	239	100.0%		合計	100.0%			

※団員定数274名に対し充足率は近年82～87%程度で推移

※全国平均より高齢化が進んでいる
※最も多いのが50歳代の団員

草津市消防団の現状②

※団全体まとめ

年間集計 (R7.1月分まで)

消防団全体	全体出動回数	1,179回	(火事 8回)	(特別警戒 1回)	(訓練 551回)	(広報 229回)	(その他 390回)
-------	--------	--------	----------	------------	------------	------------	-------------

		年間出動回数分布					年間出動率分布			
参加実態区分		中心メンバー			参加団員	不参加団員	中心メンバー		参加団員	不参加団員
階 級	人数	40回以上	39～20回	19～6回	5～1回	0回	35%以上	34～5%	4～1%	0%
団長	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
副団長	3	2	1	0	0	0	2	1	0	0
分団長	9	8	1	0	0	0	8	1	0	0
副分団長	9	4	4	1	0	0	3	6	0	0
部長	9	3	4	1	1	0	2	6	1	0
班長	34	15	13	6	0	0	13	21	0	0
団員	169	15	13	66	46	29	19	86	35	29
合計	234	48	36	74	47	29	48	121	36	29
占有率	100%	21%	15%	32%	20%	12%	21%	52%	15%	12%
		68% 158人			32% 76人		72% 169人		28% 65人	

※団運営を支えているのは、多くの活動に参加している7割の中心メンバー

※約3割の団員は出動実績が乏しい(約1割は不参加)

課題への対応と組織体制改革について

以下の①②を一体的に導入することにより、消防団組織の組織改革を行い、より機能的で効率的な組織体制を構築する。

①休団制度の新設

【制度概要】

- 消防団員が転勤、育児等で長期間にわたり、活動することができない場合、消防団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度。休団中は報酬の不支給、退職報償金の在職年数は不算入が可能である一方、復帰後は、休団前の階級に復帰することが可能となる。
- 本人からの申請により、やむを得ない外的な事情として団長が承認すれば、無報酬で休団期間を認め、身分を保証、休団期間後の団復帰を可能とし、休団期間中を除き退職時の通算年数にも反映する。

【課題への効果】

- 本人としては、消防団活動への継続的な参加意思があるにも関わらず、外的な要因によるやむを得ない事情により、団活動へ参加できない場合、これまでは団員が居づらくなり退団につながっていたが、制度導入により、休団前の階級で復帰可能とすることで、経験豊富で意欲ある団員の安定的な確保につながる。

②機能別団員制度の拡充 (大規模災害機能別団員)

【制度概要】

- 入団時に定めた特定の活動・役割及び大規模災害対応等に参加する制度であり、すべての災害活動に参加する基本的な消防団制度の補完的な制度として、各自治体が地域実態に応じて採用。基本団員と同等の活動ができないなどの人や、消防職員・消防団員のOB等が対象者として想定される。
- 大規模災害団員の場合は、活動場面が限定しており、年額報酬は基本団員より低額でも可、退職報償金をなしとすることも可となる。

【課題への効果】

- 基本団員と同等の活動ができないなどの人が、大規模災害機能別団員として活動することで、災害時の消防団のマンパワーの不足を補える。
- 現在、基本団員でありながら参加できていない人の受け皿にもなり、経験ある団員の退団抑止や団員活動の選択肢が拡大することにもなる。

※ただし、災害時の円滑な活動のためには、日頃からの各分団の基本団員との関係性の構築や、年間数回程度の合同訓練等は最低限必要であり、団長、分団長の指揮系統に組み込むことになる。

※本市は、外国人への啓発等を行う常設の機能別団員がすでにいるため、災害の非常時のみに活動を特化する大規模災害機能別団員との活動量等の違いに伴う報酬等の取扱いを整理する必要がある。

休団制度の活用について

現行制度

- 一時的な事情で団活動ができなくなった場合、行きづらくなり、退団につながっている！

消防団員
(基本団員)

子育てや介護などの
事情が発生

活動できない
のに、年額報酬を
もらうのは申し訳ない

退団

班長をしていたが、再度入
団すると団員として一から
やり直し...

事情が落ち着き、
復帰可能な状態
になるが...

団員として再入団して
もらうハードルが高い

休団制度の導入

- 一時的な事情で団活動ができなくなっても、制度で身分と団の復帰を保証！
- 休団期間中は、無報酬、在籍通算年数からも除外となる。
- 復帰後は、休団前の階級に復帰、在籍年数は、休団前後で通算し、退職報償金に反映される。

消防団員
(基本団員)

子育てや介護などの
事情が発生

制度があることで
安心して休団でき
る。年額報酬をも
らっていないので、気
兼ねしない。

休団

階級も在籍年
数も制度として
引き継げる

事情が落ち着き、
復帰可能な状態

経験豊富な団員
の流出防止

団員として復帰して
もらいやすい

大規模災害機能別団員の活用について

個別避難計画における課題

●個別避難計画が進まない！

重度障害者や医療的ケアなど優先度の高い人は、計画を作成する地域調整会議で、避難支援者がなかなか見つからず「誰と」「どこに」避難するかのが肝心な部分が決まり切らない。

地域調整会議

医療的ケアなど優先度の高い人

誰と？



基本団員と大規模災害機能別団員が連携して、優先度の高い人を避難支援

指定福祉避難所の指定

どこに？



・今後、要支援者が日頃活用し、スタッフや設備の整った福祉施設等を「指定福祉避難所」に指定するなど、避難場所を明確化。

大規模災害時における消防団の課題

●大規模災害時は、基本団員のマンパワーも不足する！

災害時には基本団員は救命救助、避難支援などの対応で人員不足となる。医療的ケアなどの避難支援は複数人での対応もあり得るため、大規模災害機能別団員との協力、連携が必要になる。

災害時の円滑な連携には、日頃からの基本団員との関係構築や年数回程度の基本団員との訓練など、双方の顔の見える関係性が必要になる。

消防団員
(基本団員)



災害時には
人員不足！

大規模災害
機能別団員

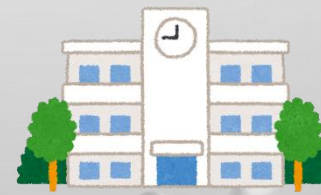


普段は仕事が忙しく、常時の団活動は難しいが、災害時には地域の力になりたい。

災害時に不足する基本団員活動の一部を大規模災害機能別団員のマンパワーでカバー

大規模災害機能別団員は、避難支援や広域避難所の運営なども支援

広域避難所



組織体制改革の方向性まとめ

1. 消防団の組織改革

(1) 消防団員の現状

- 【組織的課題】 … **定員充足率の不足、人材確保、活動参加の偏在** (数回20%)、不参加者(0回12%)
- 【社会背景】 … 会社勤めなど働き方多様化・訓練が大変というイメージ <常時の活動は困難だが、**非常時限定なら可能というニーズ**>
- 【団員の事情】 … 子育てや介護等の事情で、一時的に2, 3年活動が困難になった場合、居づらくなり**現行制度では退団**につながってしまっている。

(2) 組織改革の方向性

定数に満たない団員の確保とともに通常の活動が難しい団員への対応や地域との連携を進めるために組織改革が求められている。

- ① 団員が活動しやすい仕組みづくり ⇒ 年間を通じて通常の消防団活動が可能な方 … 基本団員【常時活動】
(**選択肢の拡大**) 年間に数回しか消防団活動に参加できない方 … **大規模災害機能別団員【非常時活動】** (基本団員から職替含)
一時的に活動参加が困難になった方 … **休団制度【団活動への復帰制度】**
- ② 団員数の確保と地域との連携強化 ⇒ まち協からの推薦(自主防災組織等) … 原則は基本団員【常時活動】を推薦。一定期間の活動後、**大規模災害機能別団員【非常時活動】を選択可能**
(**地域連携のハードルを下げる**)

(3) 組織改革のステップ

STEP1 基本団員のニーズ確認(分団長ヒアリング)

私生活の都合等で通常の消防団活動が難しい団員等の休団制度や、大規模災害機能別団員への職替についてニーズを確認する。

STEP2 まちづくり協議会との調整

まちづくり協議会と協議・調整し、地域と消防団との連携強化のため、各まち協から消防団員の入団推薦にかかる調整を行う。

STEP3 休団制度や大規模災害機能別団員の制度設計

消防団と大規模災害機能別団員や休団制度の内容、報酬額等について説明し、合意形成を図りながら制度設計する必要がある。

STEP4 大規模災害機能別団員の組織化に向けた訓練

基本団員からの職替希望者等を対象に、試行的に訓練(説明会や講座等も含む)を行い、基本団員、災害時団員、地域との連携訓練モデルを構築。

2. 条例改正について

大規模災害機能別団員の年額報酬を基本団員と区別するため条例改正が必要となる。 **条例議案⇒ 10月議会を想定**

3. 財源の確保対策(消防庁との委託契約)

「消防団の力向上モデル事業」 … 機能別団員制度の拡充による組織的避難体制の確立についてモデル訓練までのプロセスを事業モデルとして実施。 **補正予算⇒ 10月議会を想定**

2. 消防団の力向上モデル事業（消防庁委託事業）

消防団の力向上モデル事業（消防庁）の概要

社会環境の変化に対応した消防団運営の普及・促進を目的としたモデル事業の提案を、消防庁で審査し、国費による委託調査事業として採択する。

草津市の提案事業の採択が決定した。⇒消防庁と委託契約を締結予定（上限5,000千円）

本市モデル事業の提案内容について

《令和7年度実施》

- 個別避難計画における避難支援者特定困難の課題解決のため、大規模災害時に機能別団員による組織的避難支援を実施する体制を整え、訓練を実施する。
⇒基本団員からの職替や、まち協からの推薦等を募り団員確保を進めると同時に、制度面においても組織体制を整えるため条例改正案を提出する。
⇒講師を招いて避難支援のための訓練を実施する。
- 大規模災害機能別団員と基本団員やまち協との情報伝達手段として無線機、安全確保のための被服等の整備を検討する。

《令和8年度以降》

- 機能別団員拡充による退団者数の抑止と、基本団員も含めた消防団員全体の入団者数の増加を維持する。
- 消防団の参画により「個別避難計画」策定を加速、継続推進する。
- 個別避難計画に基づき、避難支援の訓練を継続的に行う。

消防団定員（274名）の想定

《基本分団》

団長・副団長 4名
第1～8分団 200名（1分団あたり25名）
（休団制度利用者を含む）

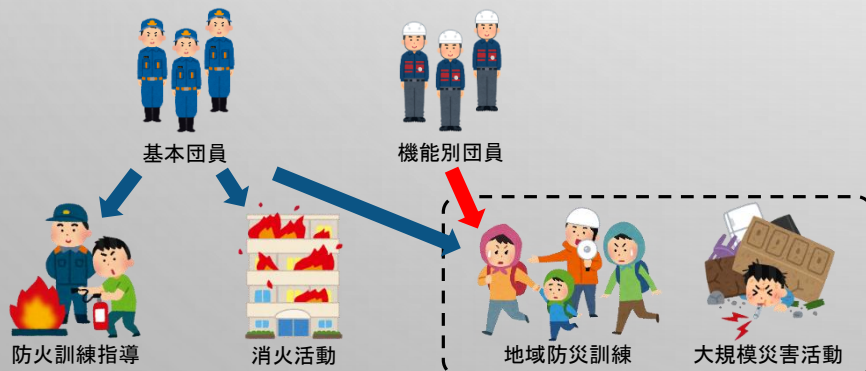
KFFL分団 15名

《機能別団員》

外国人 15名

大規模災害 40名

基本団員と大規模災害機能別団員の役割イメージ



大規模災害機能別団員の仕組みづくりイメージ

【現状】

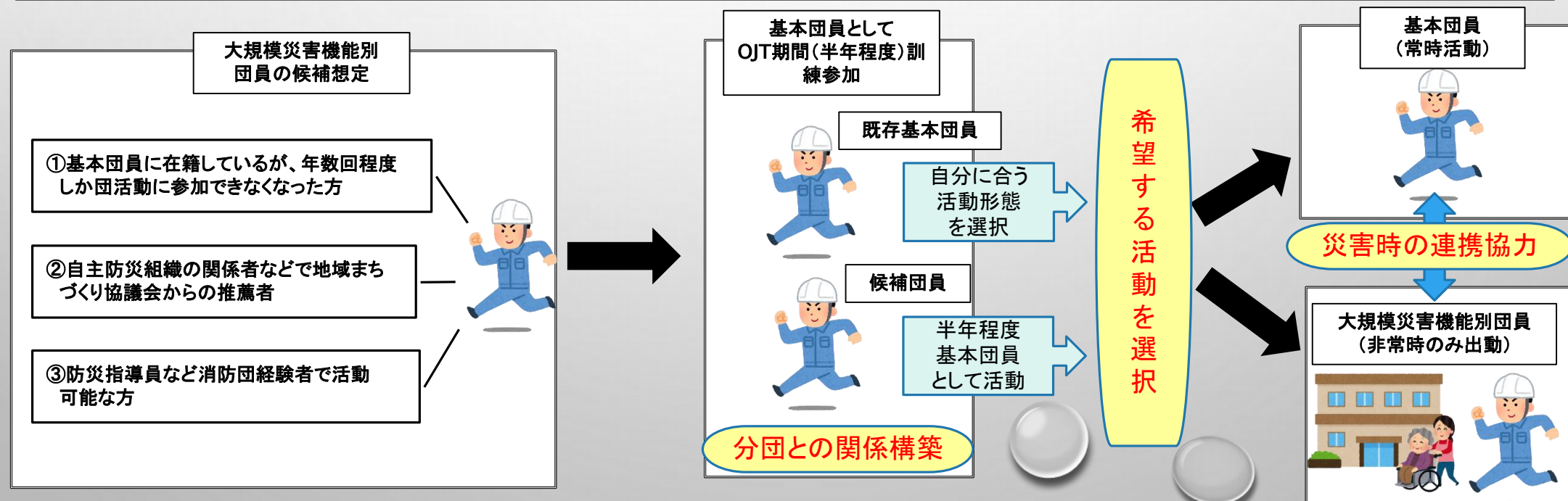
- ①現在、基本団員に在籍しているが、**年間数回程度しか活動に参加できていない団員**が一定数いること。
- ②一部の地域では、自主防災組織や**地域まちづくり協議会から、消防団へ人材を推薦している動き**があるが、全市的には普及していないこと。
- ③消防団OBの**防災指導員**においても、災害時なら**活動できるというニーズ**が一定数あること。

【災害時の連携】

- ・大規模災害時の避難者支援等には、**大規模災害機能別団員と地域分団、地域まちづくり協議会との連携が必要**であり、そのためには**日頃からの関係構築**が欠かせない。

【仕組みづくり】

- ①団活動にあまり参加できない基本団員は、大規模災害機能別団員（非常時のみ出動）への職替えを可能とするモデルを構築
- ②まちづくり協議会からの入団者推薦の仕組み、既存団員と連携関係をつくるモデル構築（先行地域モデルの横展開）
- ③年齢的に活動可能な防災指導員から、大規模災害機能別団員の希望者を募り、さらなる団員の確保を図る
- ④団員が自分にあった消防団活動に参加できるための大規模災害機能別団員（選択肢の拡充）の制度設計



消防団の力向上モデル事業 スケジュール案

